

国民健康保険は

加入者が助けあう制度

私たちは、毎日健康で元気に生活したいと思っています。しかし、病気やケガは突然やってくる。国民健康保険は、そんなときのために加入者のみなさんが、お金を出しあって助けあうことを目的とした制度です。そこで、今回は国民健康保険事業のしくみなどについてお知らせします。

国民健康保険事業のしくみ

みなさんが病気やけがで、お医者さんにかかったとき、みなさんの医療費を負担するのが国民健康保険事業です。みなさんが、国民健康保険で診療を受けた場合、かかった医療費の3割(退職者(注1)は2割)は、自分で負担しますが残りの7割(退職者は8割)は町が負担します。医療費は、入院・通院・歯科・調剤(薬)、コルセットの作製料と看護料などがあり

平成元年度の状況

一世帯当たりの医療費	28万2300円
一世帯当たりの国民健康保険税額	16万6657円
※差額	11万5643円

※差額11万5643円は国の補助金や負担金などで賄われています。

そこで、町の国民健康保険特別会計から支払った平成元年度分の医療費は、どのくらいあったのかお知らせします。これらは一般分・退職分・老人分の三つに分けて支払います。一般と退職分では、全体で6億3254万8千円かかりました。このうちの約3割1億8210万8千円は、みなさんがそれぞれのお医者さんにかかったとき支払っています。残りの約7割、4億5044万円は、町が国民健康保険団体連合会を経由して、お医者さんへ支払いました。このほかに、高額療養費として4363万8千円を支払いました。高額療養費とは、(同じ月に同じ加入者が同一病院で5万7千円(保険診療分)を超える支払いがあったとき、その超える額が申請をすることにより町から支払った人に戻る制度です。

表1 一般分と退職分の医療費の内訳

区分		金額
保険給付	入院	159,237千円
	通院	216,263
	歯科	64,939
	調剤	4,619
給付費	療養費(コルセット等看護料)	5,382
	小計	450,440
	高額療養費	43,638
	助産費	3,900
	葬祭費	3,650
	審査支払手数料	2,286
	合計	503,914

また、国民健康保険事業では、加入者が出産したときの助産費(出産児一人につき13万円を支給)と亡くなったときの葬祭費(葬祭を行った人に5万円を支給)を合わせて755万円と医療費が正しく請求されているか審査する費用を228万6千円支払いました。これらを合計すると5億391万4千円になります。(表1)

老人分の医療費については、拠出金制度(拠出金制度のしくみ参照)がとられています。一度、国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ支払い、その後他の医療保険制度からの拠出金と合算され、町の老人保健会計へ入ってくるしくみになっています。元年度の国保会計からの拠出額は1億4309万1千円でした。町が支払ったこれらの医療費を合計すると、6億4700万5千円になり、一ヶ月平均5319万7千円を支払ったこととなります。

また、国民健康保険に加入しているみなさんの一世帯当たりの医療費として町からお医者さんに支払ったお金は、28万2300円になります。この支払いのためのお金は、みなさんが納めている国民健康保険税と国県などの負担金や補助金などで賄われています。